破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第３７号
北海道夕張郡長沼町宮下１丁目５番22号　武美荘Ａ一103号室
債務者　古川　友麻
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第６６号
群馬県館林市東広内町2912番地の１　ラフィネ一101
債務者　今井　祐二
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第４６９号
千葉県八千代市大和田新田94番地２　グランシティ八千代緑が丘422号室
債務者　牧野　恵子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４７２号
千葉県八千代市勝田台７丁目12番地６　クリーンハイツ201号
債務者　秋吉　敬悟
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４９４号
千葉県習志野市実籾本郷17番14号
債務者　佐藤　洋子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５４２号
千葉市中央区仁戸名町656番地８
債務者　鈴木　祐樹
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５４７号
千葉県八千代市勝田台７丁目24番地の７
債務者　松澤　佳子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５６１号
千葉県市川市稲荷木２丁目14番７号
債務者　福田　智美
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５６３号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地２街区22棟303号
債務者　三戸　英嗣
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５６５号
千葉市若葉区若松町416番地107　ＣＩＴＹ74第一若葉ハイツ104号
債務者　ＮＡＺＩＲＩ　ＧＨＯＬＡＭ　ＲＥＺＡ（ナジリ　ゴラムレザー）
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５８１号
千葉市稲毛区園生町110番地２　シティーコーポ園生102号
債務者　浅野　美里（旧姓成尾）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５８８号
千葉市美浜区幸町２丁目10番19棟402号
債務者　鶴岡　裕美
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第５９３号
千葉県八千代市村上南２丁目３番地25　レオパレスロワジール104号室
債務者　岩並　卓志
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６１０号
千葉県浦安市堀江６丁目13番36一202号　メゾンドヴェール
債務者　唐澤　明美
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６４０号
千葉県習志野市鷺沼台４丁目９番13号　グレースコーポキシゲ２一201号
債務者　江口　直子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第６５９号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番15棟302号
債務者　有泉　謙治
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係